

## 第 15 回協議会資料

---

1. 第 14 回協議会の結果.....	1
2. A 区間の報告.....	2
3. B 区間の事業内容.....	4
4. 今後の進め方.....	12

平成 19 年 7 月 8 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

## 1. 第 14 回協議会の結果

### (1) 日時

平成 19 年 6 月 3 日 (日) 13:30 ~ 16:30

### (2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

### (3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第 13 回協議会の結果
- (3) A 区間の報告
- (4) A 区間の作業内容
- (5) B 区間の事業内容
- (6) 今後の進め方
  - ・自然再生協議会全体スケジュール
- (7) 閉会

### (4) 議事要旨

1. A 区間の作業内容 (水路の掘削) について
  - ・水路の掘削を行うためのスコップ、三合一輪車 (ネコグルマ) 等は、国土交通省で若干用意できるが、提案した重機については、国土交通省は用意できないため、参加者で調整する。
  - ・水路接続部の土留めの施工は、国土交通省が分担する。
  - ・水路の掘削作業は、国土交通省が分担する工事完了後に実施する。
  - ・A 区間で発生する掘削土の B 区間への運搬作業は基本的に参加者で行うが、運搬作業に支障がある場合、国土交通省が相談に乗る。
  - ・以上の事項を含め、水路掘削業の詳細についてはワーキンググループを設立し、作業参加予定者で調整・協議を行い、次回以降、ワーキンググループより自然再生協議会で報告する。
  - ・ワーキンググループのグループ長 (仮) は前田委員とする。
  - ・ワーキングの案内・日程調整等は事務局が実施する。
2. B 区間の事業内容について
  - ・事務局提案の築堤断面については、了承された。
  - ・開口部設置のための橋梁は設けない。
  - ・現堤防の改良 (天端高を低くする等) について検討を行う。
  - ・B 区間の事業内容については、国土交通省が地元の説明を行う。
  - ・ただし、その他の事項については、今後の協議会の中で決定していく。

### 3. 今後の進め方

- ・次回の自然再生協議会の前に平井先生より、宍道湖の引堤の事例、他の自然再生協議会の状況に関する勉強会を開催する。
- ・次回協議会において、事務局が B 区間について提案を行い、協議を行う。

### (5) 現地視察での結果

#### 1. A 区間の報告について

- ・既存植生帯に影響を与える恐れがあるため、A 区間南側のワンド開口部の位置を現存植生帯が生育する基盤に影響を与えないよう沖側方向へ約 5m 移動することが了承された。
- ・A 区間の矢板前面に袋詰の根固めを行う予定であるが、船が接近し船外機が引っかかる危険性があるため、接近しないように目印となるポール等を設置する。

### (6) 参加者

#### 協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		2 名	
公募委員	団体	2 名	15 名
	個人	13 名	
地方公共団体	茨城県	7 名	8 名
	土浦市	1 名	
	かすみがうら市	0 名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1 名	2 名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1 名	
		27 名	

#### その他

所属等		参加人数
傍聴者	一般、マスコミ	5 名

## 2 . A 区間の報告

### A 区間の作業スケジュール(案)

- ・ワンドの形成後、通水を行うことによりワンド内の地形が改変し、ワンド形状が安定するまで時間を要することが予想されるため、ワンド施工後の形状を確認するためのモニタリング調査を行う。
- ・水路の掘削は、ワンド施工後の形状の安定後に行うことを想定し、前回協議会で意見のあったワーキンググループを 10 月に開催し、水路の施工は秋以降に実施する。

作業項目	平成 19 年										平成 20 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
ワンドの施工													
・ワンドの形成													
・矢板の切断													
モニタリングの実施													
水路の施工													
ワーキンググループの開催													

### モニタリング調査

#### 場の基礎情報の把握

- 地形調査
- 横断測量、空中写真撮影
- 景観調査
- 定点写真撮影
- 植生調査
- 植物相調査、植生図作成調査、ベルトトランセクト調査

#### 懸念事項の確認

- 産卵調査(ワカサギ、シラウオ)
- 水質調査
- 底質調査

#### 生物利用状況の確認

- 植物調査(植物相調査)
- 魚類調査
- 両生類、爬虫類、哺乳類調査
- 昆虫類調査
- 水生生物調査(底生動物)

### 坂路の設置

- ・既存の坂路は 1 箇所である。
- ・ワンド間をつなぐ水路の施工は工事用通路跡地の利用であり、立入禁止区域と水路との間が狭いところで約 2m である。
- ・水路構造は素掘水路と考えていることから、通水後は水路肩が崩れやすく、奥のワンドへのアクセスが分断される可能性がある。
- ・水路形状を直線以外の形状で施工した場合、アクセスがとれなくなる可能性がある。
- ・下流側のワンドの維持補修が必要となることが想定されるので、下流側の坂路を残しておくこととしたい。

### ワーキンググループの開催

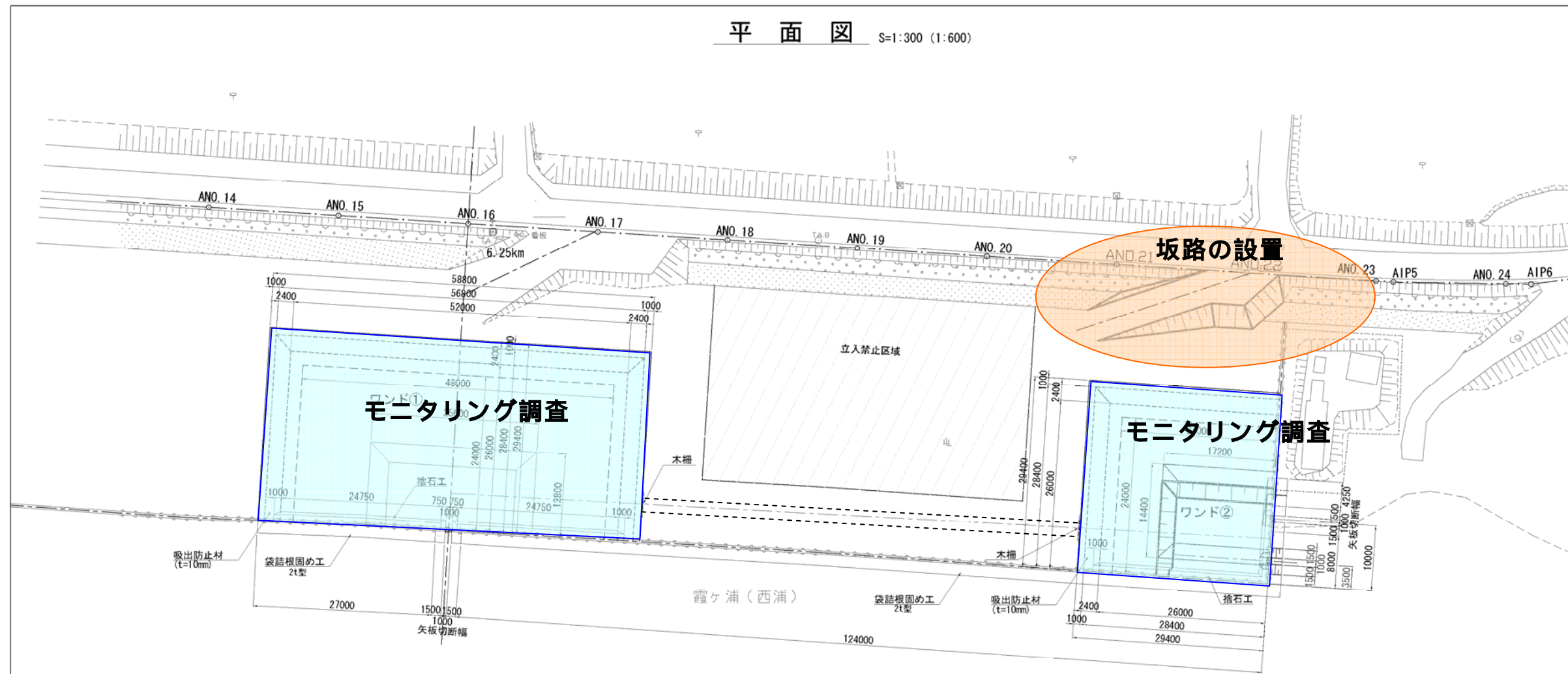
10 月に予定

- ・水路の掘削方法の協議
- ・モニタリング内容・役割分担の協議



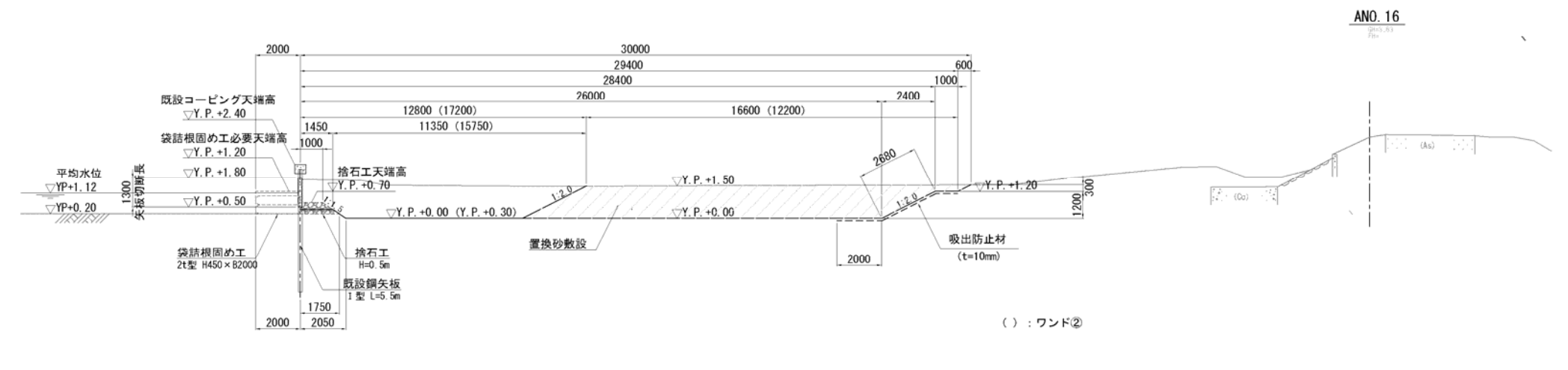
水路の施工(11月~12月予定)

平面図 S=1:300 (1:600)



※ワンド②の平均現地盤高は、NO. 21, 22横断面より、+1.50mとする。

標準断面図 S=1:100(1:200)

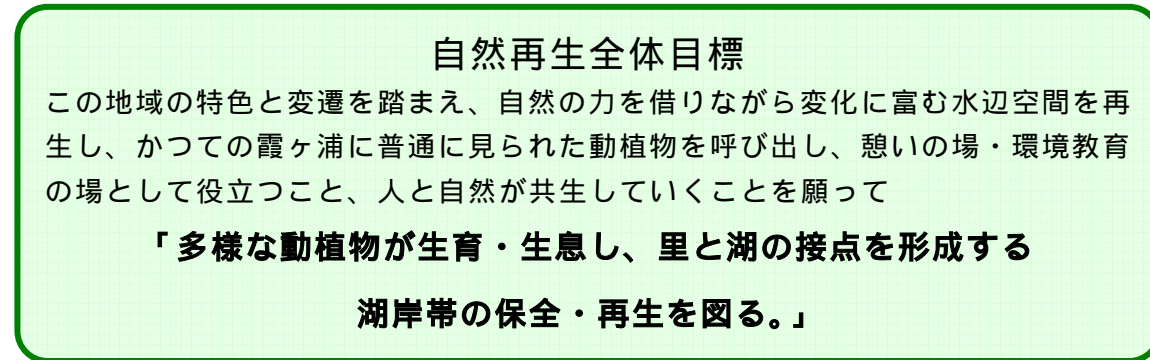


( ) : ワンド②

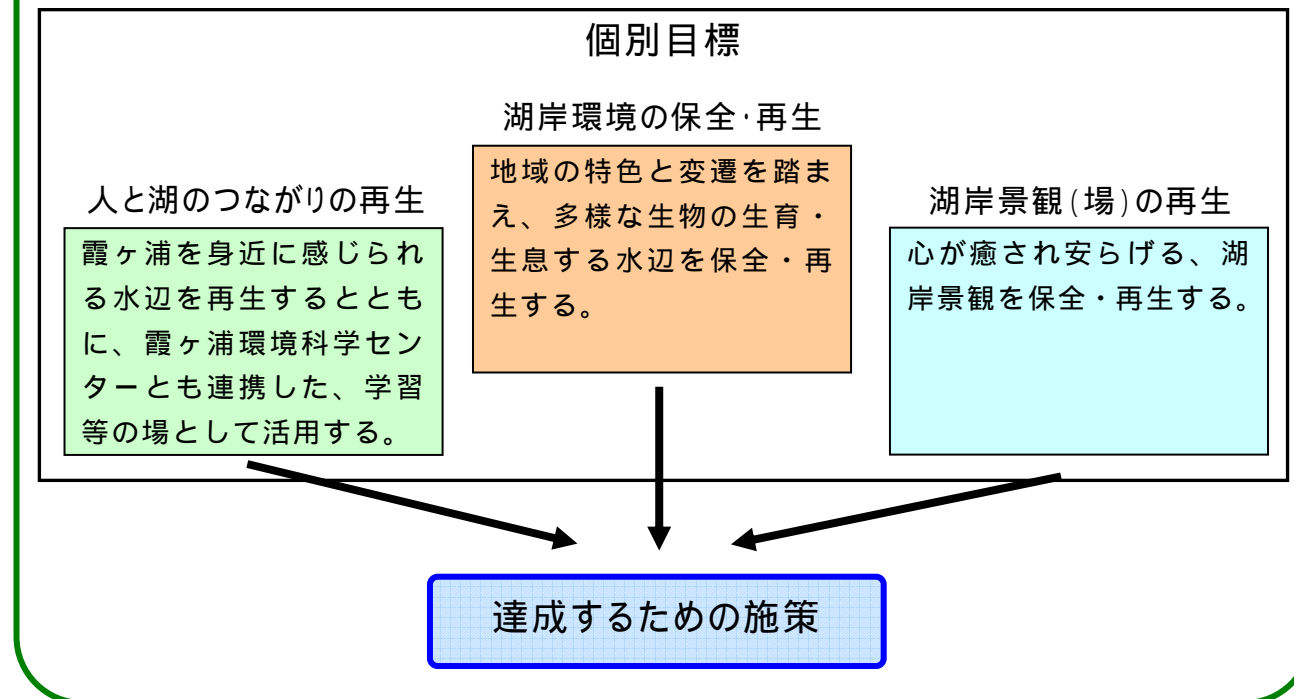
### 3. B区間の事業内容

#### アンケート意見に対する反映状況の判断基準

##### 自然再生事業の目的



##### 自然再生事業の概要



##### 判断基準

- ・ 上記目標に合致しない内容を「×」としている。

##### 国土交通省が分担できる事業内容

B区間の事業において国土交通省が分担できる事業内容は、下記の通りと考えている。

- 1) 基盤の整備  
引き堤の施工  
引き堤後の前面部分の基盤整備  
既存堤防に湖水を流入させる為の開口部の施工
- 2) 維持管理  
事後モニタリング(3年間)

##### 判断基準

- ・ 国土交通省が分担できる事業内容に合致しない内容については「×」としている。

## アンケート結果より整理されるB区間の意義と効果

### 事業の意義(目的)

#### 個別目標

##### 湖岸環境の再生・保全

引堤することにより、これまでに失われた水域と陸域が連動するワンド<sup>1)</sup>などの湖岸環境を整備する。  
ワンドによる静域などに、多様な生物の生息環境を再生させる。

##### 湖岸景観(場)の整備

霞ヶ浦の原風景を想定して、良好な景観の創出に努める。

##### 人と湖のつながり再生

水辺を身近な存在とし、環境学習の場として活用するよう努める。

#### 配慮事項

##### 自然と人との暮らしの共存

水産資源に配慮する。

##### きれいな水の再生

自然再生、水面の拡大により現状の水質を悪化させないように配慮する

##### 触れてみたくなる水辺の再生

人々が安心して水に近づけるよう配慮する。

### 求められる場の形成

- ・多様な水深・流れ場の形成
- ・水陸移行帯(エコトーン)の場
- ・親水の場
- ・自然観察拠点等の場
- ・多目的利用の場

### 事業の効果

#### 個別目標

##### 湖岸環境の再生・保全

多様な水深・流れの場の形成、水陸移行帯の場の形成により、ワンド<sup>1)</sup>状の湖岸地形が形成される。  
水際部には抽水植物が、浅水域には沈下植物の他、多様な生物の生息環境が形成される。

##### 湖岸景観(場)の整備

良好な景観の創出により人々が憩える場が形成される。

##### 人と湖のつながり再生

人々の環境学習・交流の場が形成される。

1) ここでは、浅水域を持つ湖岸線の湾入部をいう

### B区間の事業内容におけるアンケート意見の反映状況

「備える場（水域）」のアンケート整理結果

分類番号	大分類	小分類	質問「備える場」に対する回答	河川管理者として行えること	意見の反映状況	協議会の判断
			回答内容			
A-1		移行帯(エコトーン)	・当然ながら、水域と陸域は沿岸帯において連続しているため移行帯(エコトーン)としての構造と機能を有するようにする。具体的にはできるだけゆるい傾斜角度の砂地(浅瀬もふくむ)とし、波浪による影響、動植物の定着状況をモニタリングする。		・1/50勾配のように緩い勾配は、水面確保ができなくなりますが、既存堤防と新堤防の間で緩傾斜の地形は可能です。	
			・最初から植栽を行うのではなく、種子、ヤナギ落枝の自然漂着、散布を持ち、定着を観察し、記録することが、今後他地区の自然再生で大いに参考となる。水質・プランクトン等も頻度高く実施して、参考データとする。		・基盤整備を行うことにより、植物の繁茂の場の創出を図ります。 ・ただし、植栽は行いませんが、自然の遷移に任せる等の手法で植物の繁茂が可能です。(治水上必要な断面を除く) ・モニタリングは協議会委員の方が参加実施していただくものと考えています。	
A-2		離岸場の活用(B地区は多目的に使う)	・既存の離岸堤を、無駄にせず改善施工して、工費を節減すべきです。		・波よけの施設であり、現地の状況により必要がないと判断した場合は撤去します。	
A-3	多様な水深・流れの場	流動水環境の回復(エンマ域、湿地域、遷移域、氾濫域等)	(別紙参照)		・開口部を2箇所設けることで、風による吹送流が発生するので、流れが期待できると考えます。	
A-4		幼稚魚の育成場の造成	・魚の棲める場づくり		・緩勾配でさまざまな生物が利用する場は可能と考えています。	
A-5		内湖(多様な水深帯を設ける)	・引堤により湖内湖を創出し、多様な水深帯を設ける。(基本的には、第10回協議会の資料P15~19の形で良いと思います。)		・ワンド的な環境が創出されます。 ・多様な水深帯を設けることは可能です。	
			・水生植物(抽水、浮葉、沈水)の繁茂の場。特に魚類等が利用できる水中の水生植物の繁茂の場を再生する。(工事後は、状況を観察しながらも、水深の大きい域部分は水生植物が繁茂しにくいので、必要に応じて在来水生植物の移植も行う。)		・基盤整備を行うことにより、植物の繁茂の場が創出されます。 ・ただし、植栽は行わないため、堤防断面外において協議会による植栽については、協議が必要です。	
		・霞ヶ浦と連続した水辺空間として、内湖的な場を創出する。		・湖水を流入し、ワンド的な環境が創出できます。		
		・連続性をどの程度とするのかは、十分に検討を要する。(3年間の養生期間の中で検討する)		・ワンドの開口部の幅については、出来る限り広くとることで考えています。		
A-6		浅場・湿地帯の形成	・水深0~約1mの深さが異なる浅場を復元するとともに、流れや波浪の影響が、多様な水域となるよう工夫する。例えば、風波の影響が及びにくい静水域、あるいは風や沿岸流で、底質が攪乱される(砂が動く)ような水域などができると良いと思う。		・多様な水深帯を設けることは可能です。	
B-1	親水の場	砂浜	・沖宿1号樋門前面に突堤をつくり、水の出入りの確保と波浪対策を兼ねる。又、突堤付け根周辺に小さな砂浜を造成し、人が出入りし、利用出来る様にする。		・樋門周辺への構造物設置は管理者との協議が必要ですが、数メートルの矢板であれば可能と考えています。	
B-2		魚釣り場	・魚釣り場、親水の場(水遊びが出来る場、泳げなくとも良い。)幼稚魚の育成場の造成		・緩勾配でさまざまな生物が利用する場は可能と考えています。	
			・この施設を親水公園とするため波浪が岸壁にぶつかることなく自然に消滅し湖岸の砂を通し浄化出来る構造とする。	×	・波浪については、緩勾配の湖岸を形成することにより消波効果が期待できますが、緩勾配だけで完全に消波させることは難しいと考えています。	
		・現在の築堤は一般通勤者・農業者・釣り客等の交通手段として利用されている。従ってワンドの施設利用に関係ない人の交通手段に便ならしめると共にワンド利用者達の危険の回避(車の乗り降り、駐車)のためにも築堤撤去後は橋を架ける。従ってワンドは間口を広げずにくびれる様な形にし、築堤の撤去の長さは必要最小限に抑え引堤には湖岸に簡易に降りられる形状とする。	×	・橋については、設置は行いません。		
C-1	島状の植生帯	・現堤防を撤去し、その跡と現存植生周辺を最高YP1.5m位の島状に形成する(但し、地盤安定のため矢板のみ残すことを検討する)(別紙参照)		・島状に残すことは可能です。		
		・可能な限りの引堤と、水域部分の拡大を図る。(別紙参照)		・治水上必要な断面が確保できれば可能です。		
		・田村弁天前の現存植生と引堤後形成される植生帯とを連続させる。(別紙参照)		・植生帯を連続性させるためには、基盤の造成と流出防止が必要です。		
D-1		水質浄化装置(植栽)	・流れのある水路に水質浄化植栽を配置し、小規模な浄化装置を、構成し、自然治癒的な水質改善システムを設置する。	×	・植栽は行いません。 ・水質改善のための装置は設置しません。	
E-1	その他	環境学習の場	・湖岸(現在)に生育する植物を調査し、施工後どう変化したかを確認する。		・役割分担によりモニタリングを実施していきます。	
			・環境学習の場を与えるものとする。住民のみならず、近隣、小中学校の環境教育の現場としても機能するものとした。		・基盤整備を行うことにより環境学習の場を創出することは可能と考えています。	
			・景観を楽しむ場となれば、観光事業の活発化も考えられる。	×	・また、環境学習等は役割分担を定め、実施できると考えています。	
			・風などにより流れ着く様々なゴミ等の監視と除去作業		・観光事業は分担できません。 ・場の維持管理については、その役割分担を定め実施していきます。	

) : 反映が可能な意見、× : 反映できない意見、 : 一部反映可能な意見

「備える場（陸域）」の整理結果

分類番号	大分類	小分類	質問「備える場」に対する回答	河川管理者として行えること	意見の反映状況	協議会の判断
			回答内容			
a-1	水陸移行帯（エコトーン）の整備	1/50 斜面化	・1/10 傾斜の陸域造成は、絶対にやめてほしい。土砂で1/10 傾斜の構造物を作れば、波浪がなくともいずれ、降雨の作用で破壊、流出した。最奥部はコンクリートを使ってもらいたくないが、増水時冠水した部分（Y.P.+1.7m くらい）までは、可能な限り、1/50 傾斜とした1/50 部分は砂で転圧し、固く締める。		・1/50 勾配のように緩い勾配は、水面確保ができなくなりますが、既存堤防と新堤防の間で緩傾斜の地形は可能です。	
a-2		陸水位域の流動環境の回復・再生	（別紙参照）		・開口部を2箇所設けることで、風による吹送流が発生するので、流れが期待できると考えます。	
a-3		溜池	・シートパイルが外されるまでしばらく期間がありますが、揚水ポンプなどで少し水をためておくのはどうでしょうか？引堤のテストや、土壌に残っている水生植物、さらには両生類などが棲みつき、生きものたちの水域ができると思います。		・堤防の安定上、3年間の養生期間中に堤防間全体に水を溜めることはできません。 ・しかし、堤防に影響のない小さい水たまりで皆さんが管理して頂ければ可能です。	
a-4		水辺林	・引堤によって創造された湖内湖の岸帯（陸側）にヨシ等で構成される抽水植物帯やヤナギ等で構成される水辺林をつくる。（工事後は、ヨシ等は自然に繁茂すると思われるが、水辺林を構成するヤナギ等は植栽を行う。）		・緩勾配の地形に、中低木～抽水、浮葉・沈水植物まで多様な植生帯が繁茂すると考えています。 ・基盤整備は可能ですが、治水、利水に影響を及ぼすような植林は好ましくないと考えます。 ・植栽は行わないため、堤防断面外において、協議会による植栽については協議が必要です。	
a-5		植生帯	・自然再生事業としての湖岸堤に、ふさわしい築堤の形とする。 ・植生帯の確保		・治水上必要な断面と堤体保護岸は実施します。	
b-1	多目的利用の場	多目的利用（駐車場、休憩場、遊園地、レジャー施設、トイレ、シャワー施設）	・駐車場、休憩場・遊園地・レジャー施設、トイレ、シャワー施設 ・大勢の人が集まる場所を安定して収容できるのは陸域しかない。本再生法の事業で自由になる陸域はこのB区間のみである。ワンドの面積を広げすぎると陸域の面積が狭くなる。この陸域の利用は単にこのワンドを利用するための人々に限らず、田村・沖宿・戸崎地区を利用するものが利用できる拠点となる施設の造成が望まれる。	×	・治水・利水・環境（基盤整備）以外の設備は設置しません。	
b-2		自転車の整備	・自転車道の整備 新堤天端を自転車道として整備する計画を先行実施。（計画の促進を図る。）	×	・新堤防の上部は管理用道路としており、自転車道として、自治体からの申請があれば、占用を協議します。	
b-3		側帯の整備	・側帯の整備 東側残余部と一般道と間に側帯を造成し、非常用に備えると共に、平常時はその前面の機場周囲と一体化、学習、交流の場として活用する。（現在の側帯を移動拡大、又現状の使用状況の延長とも云える。）		・東側残余部と一般道を一体化する整備は可能です。	
c-1	自然観察拠点の整備	自然観察基地	・流れる水路に集る動植物の観察により、環境保持（ゴミ対策等）の効果を期待する。	×	・霞ヶ浦環境科学センター等で開催する観察会へ参加し、ゴミ拾いを行うことは可能です。	
c-2		安全に立ち入れるような場	・再生された水辺、浜や湿地に地域の住民や自然再生に関心のある一般市民が、安全に立ち入れるような場とすること。		・緩勾配とすることにより、比較的安全性が増すと考えています。	
c-3		環境学習の場	・環境学習の場を与えるものとする。 住民のみならず、近隣、小中学校の環境教育の現場としても機能するものとしたい。 ・景観を楽しむ場ともなれば、観光事業の活発化も考えられる。		・基盤整備を行うことにより環境学習の場を創出することは可能と考えています。 ・また、環境学習等は役割分担を定め、実施できると考えています。	
c-4		陸地全体の多目的利用	・県の環境センターなどと連携し、多目的に利用する方が有効とみられる。			

）：反映が可能な意見、×：反映できない意見、：一部反映可能な意見

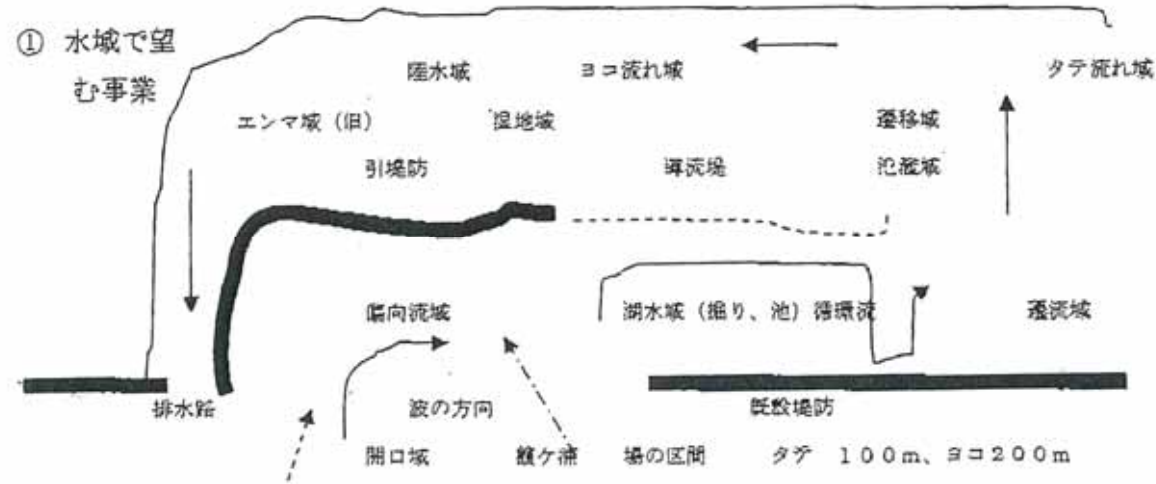


「B区間事業内容についてのアンケート(第9回協議会資料より抜粋)」の整理結果

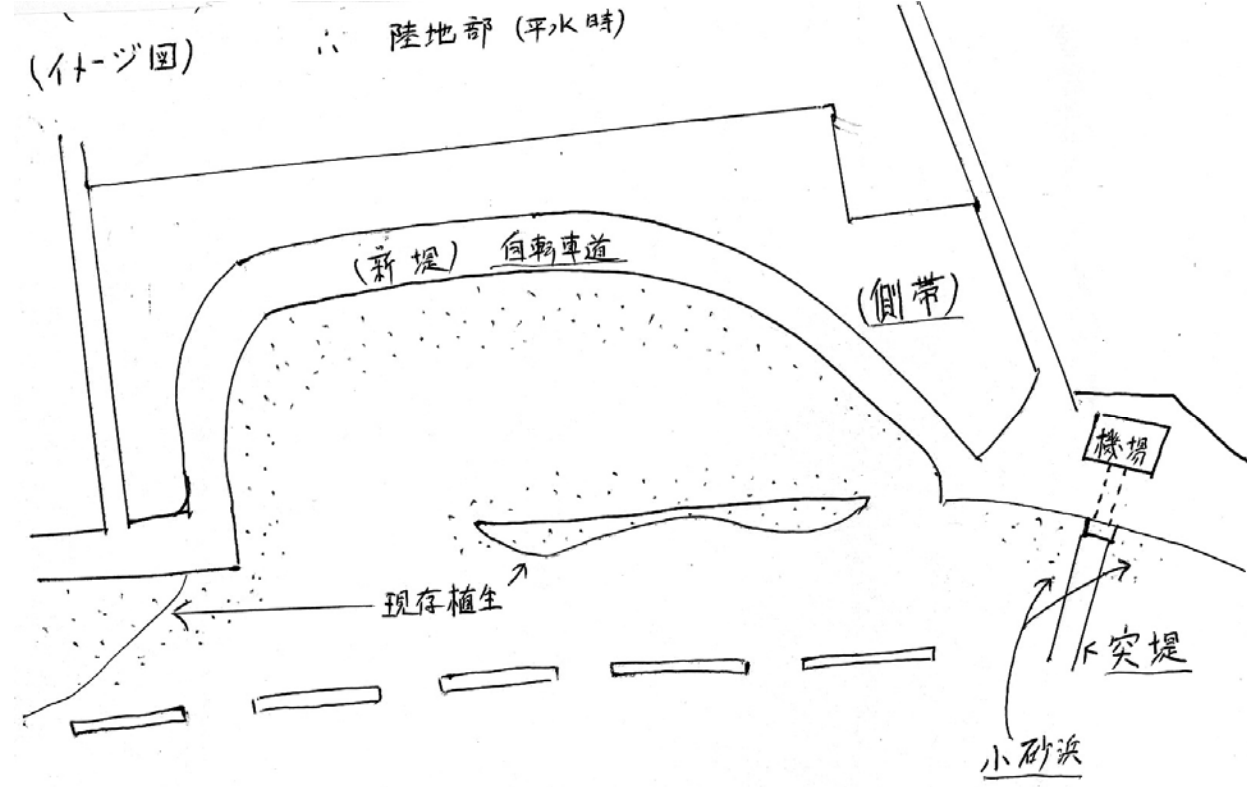
No	回答内容	河川管理者として行えること	意見の反映状況	協議会の判断
1	・田村池の浚渫土を除去し、湖水を入れて「内湖」のような水場を創る。	×	・第14回協議会で堤防を引く案で同意を得られているため、樋門はできません。	
2	・霞ヶ浦固有の沈水植物群落のセーフサイトとして活用。		・池をワンド内に設けることが考えられます。	
3	・土壌シードバンクから再生させた水生植物を維持できる場所を確保。		・植栽は行いませんが、土壌シードバンクによる施工が可能です。	
4	・消波施設等の改修や撤去を検討		・植生の安定状況を確認し、現存の消波施設等の改修または撤去は可能です。	
	・現在の堤防に水門を設けて湖水の流入を制限し、雨水等で涵養、透明度の高い水を維持。	×	・引提を行い、開口部を設けるため湖水の流入水を制限することは難しいと考えます。	
	<p style="text-align: center;">イメージ(B地区)</p>			
5	・矢板および消波工は、水辺空間が湖内と連続性を保つようにする。		・水質改善を目的に行いませんが、引提を行い、開口部を設けることで、ワンド内と霞ヶ浦の連続した水辺空間を創出することができます。	
	湖岸に近い対象区域内で、植生再生のみでは無い下記の諸項によって、T・P増加に象徴される霞ヶ浦の水質汚濁の現状を改善するよう、計画し協議する。 (1) 矢板および消波工に付いて、対象区域内が陸地と水域へ遮断されるのではなく水辺空間と成るように、かつ、その水辺空間が湖内と連続性を保つ水循環によって酸素欠乏しないように、若干の改善で魚介類の増殖を図る。			
	(2) 上記の水辺空間域には抽水植物と魚介類が共生し、魚介類は産卵で増殖してから霞ヶ浦の湖水内へ出て成長するので、常に充分量の魚介類を捕獲し、市場価値の低い魚介類(例えばアメリカナマズやブルーギルなど)も試食できる加工場を模範的に運営し、食用へ不適な部類を魚粉に加工するなどして、湖水内でも成長物を湖外へ排出する。	×	・緩勾配の地形に沈水植物や抽水植物が繁茂し、魚の産卵や稚魚の成育が期待できますが、魚介類の増殖、捕獲、加工等の人為的管理は行いません。	
	(3) 底面へ貯留しつつある沈殿汚泥を、域内の湖岸で吸引し、固液分離してから液分のみを返流することで、微小粒子の汚泥までも霞ヶ浦から人為的に除去する。	×	・底泥の固液分離等の人為的管理は行いません。	

) : 反映が可能な意見、 × : 反映できない意見、 : 一部反映可能な意見

備えるべき場（水域）のアンケート結果（植田委員の図）



備えるべき場（水域）のアンケート結果（濱田委員の別紙の図）



備えるべき場（陸域）のアンケート結果（植田委員の図）

- ・引堤の基本構成 (例) 法勾配 1 : N とする。緩傾斜堤防 (図2) ・開口部の構成 (例図3) 高さ M1, M2、背割り構造 (図3) ・濠域の構造も同じ (例)。陸域は X, Y 方向にことなる溝筋 (起伏のある水路) 配置 (図4)

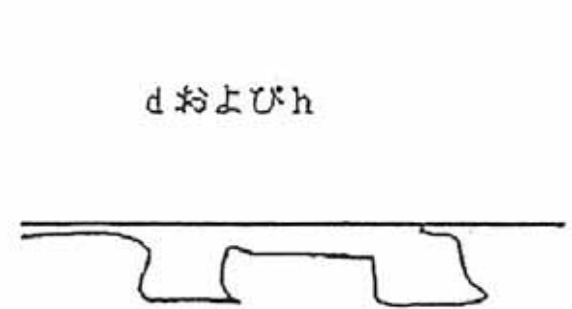
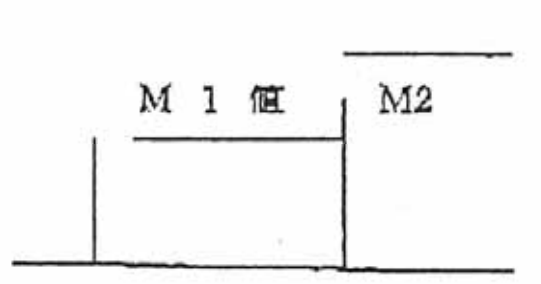
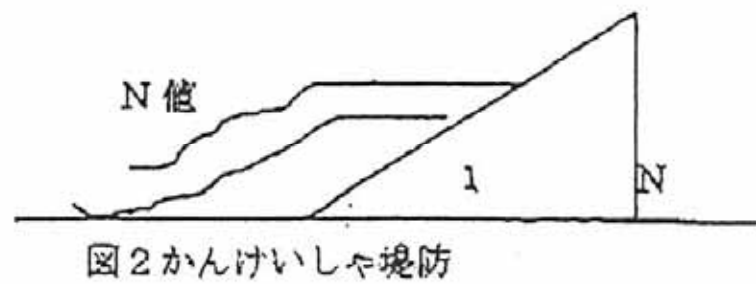


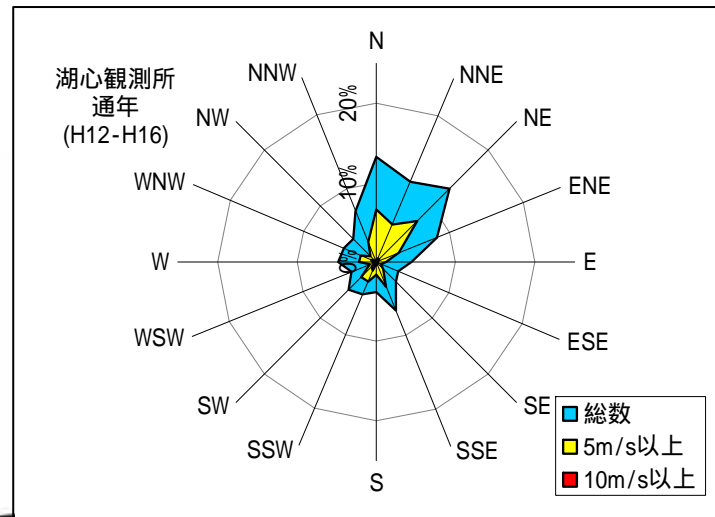
図3 背割り開口部

図4 陸水域ミオ筋

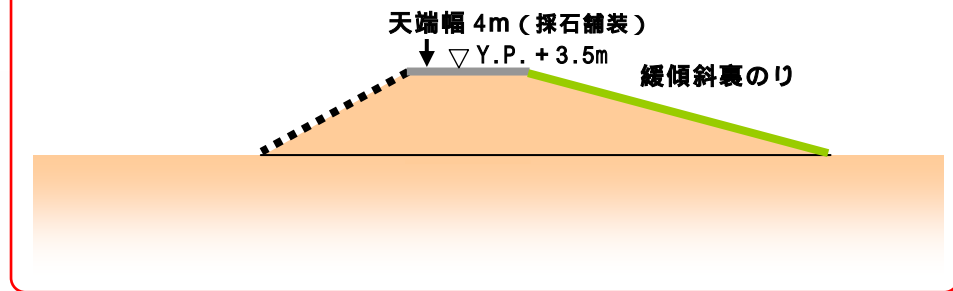
図1, 2, 3, 4の組合せにより陸水域、湖内域に必要な任意の物理的環境は数値的予測 (モデル化) 可能である。

〔委員意見の反映（水域）〕

- A：多様な水深・流れの場
- B：親水の間
- C：島状の植生帯の間
- D：水質改善の間
- E：自然観察拠点等の間



〔最低限必要な整備断面〕



a：水陸移行帯(エコトーン)の間

〔委員意見の反映（陸域）〕

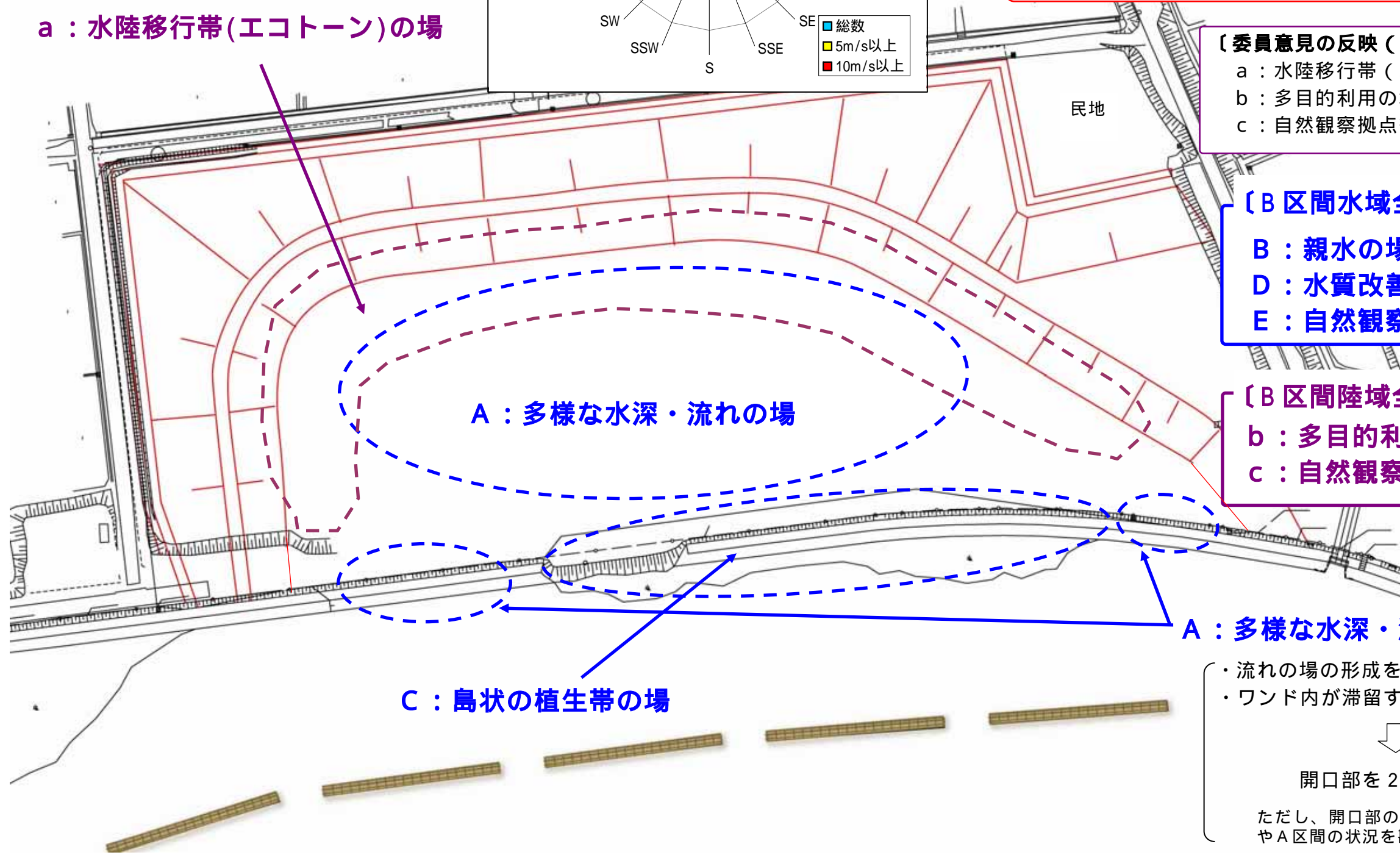
- a：水陸移行帯(エコトーン)の間
- b：多目的利用の間
- c：自然観察拠点等の間

〔B 区間水域全域〕

- B：親水の間
- D：水質改善の間
- E：自然観察拠点等の整備

〔B 区間陸域全域〕

- b：多目的利用の間
- c：自然観察拠点等の整備



A：多様な水深・流れの間

- ・流れの間の形成を求める意見が多い
- ・ワンド内が滞留する可能性がある



開口部を2箇所設ける

ただし、開口部の切欠高さは、現況地形やA区間の状況を勘案し検討する。

## 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業実施計画書に記載する項目

### 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業実施計画書【B区間】(素案)

#### 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称・・・・・・・・

    (1) 実施者の名称及び氏名・・・・・・・・・・・・・・・・

    (2) 実施者の属する協議会の名称・・・・・・・・

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容・・・・・・・・

    (1) 自然再生事業の対象となる区域・・・・・・・・

        1) 自然再生事業の対象となる区域・・・・・・・・

        2) 自然再生事業の対象となる区域および周辺地域の自然環境・・・・・・・・

            対象となる区域及びその周辺地域の湖岸の変遷・・・・・・・・

            対象となる区域およびその周辺地域の現状・・・・・・・・

            対象となる区域周辺の生物の生息・生育状況・・・・・・・・

        3) 自然再生の対象となる区域の特色による区分・・・・・・・・

    (2) 自然再生事業の内容・・・・・・・・

        1) 本事業の対象とする区間・・・・・・・・

        2) B区間の現状と変遷・・・・・・・・

            B区間の現状・・・・・・・・

            現存の植生・・・・・・・・

            B区間の来歴・・・・・・・・

        3) 事業内容・・・・・・・・

            自然再生全体構想における目標設定(自然環境保全上の意義)・・

            B区間における事業の目的・・・・・・・・

            期待する姿<目標像>(自然環境保全上の効果)・・・・・・・・

            事業の概要・・・・・・・・

            施工の進め方・・・・・・・・

            B区間施工計画平面図・・・・・・・・

            施工後の植生管理の考え方・・・・・・・・

            モニタリング計画・・・・・・・・

        4) 役割分担・・・・・・・・

3. 付 録・・・・・・・・

    (1) B区間の実施計画の作成に参加された方々・・・・・・・・

    (2) B区間の実施計画の検討経緯・・・・・・・・

### 協議会において決定する事項

#### 3) 事業内容

B区間における事業の目的

期待する姿<目標像>(自然環境保全上の効果)

事業の概要

施工の進め方

B区間計画図

施工後の植生管理の考え方

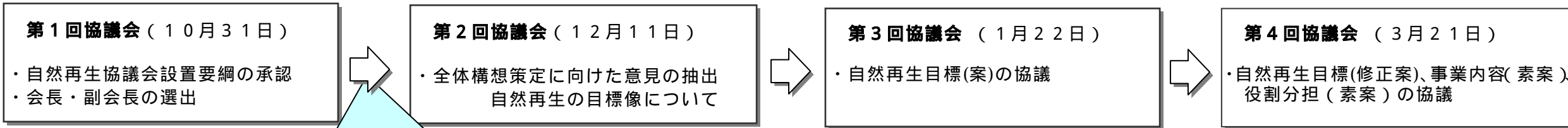
モニタリング計画

#### 4) 役割分担

4. 今後の進め方

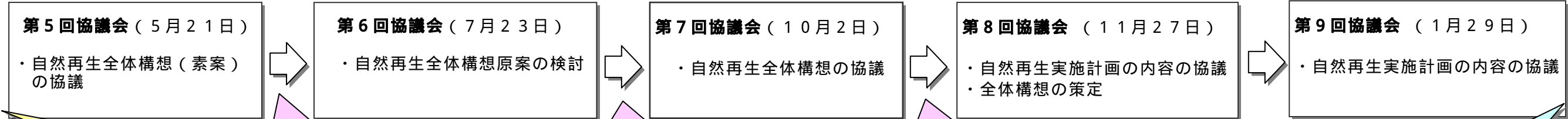
(1) 自然再生協議会全体スケジュール

平成16年度



現地見学会 (11月10日, 11月18日)

平成17年度



霞ヶ浦環境科学センター開所 (4月22日)

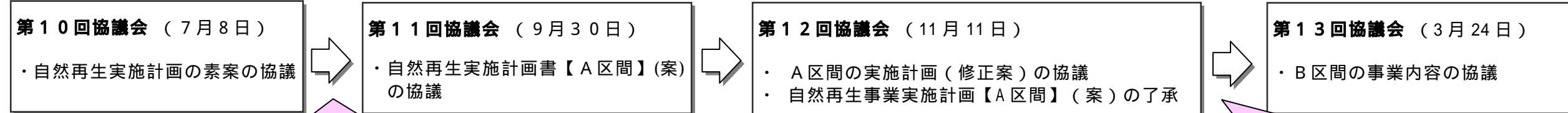
霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会  
7月8日(第1回)

霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会  
9月11日(第2回)

霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会  
11月13日(第3回)

現地見学会  
3月26日

平成18年度



霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会  
8月27日(第4回)

自然再生事業実施計画【A区間】  
主務大臣及び茨城県知事へ送付(1月24日)

事業の実施・維持管理・モニタリング調査等(A区間)

平成19年度

